

# 会 議 録

## 藤沢市子ども・子育て会議

### 令和元年度第3回第二期藤沢市子ども・子育て支援事業計画策定等検討部会

開催日時 2019年(令和元年)11月7日(木) 13:00~15:00  
開催場所 本庁舎6階 会議室6-1  
出席者 委員 8名 梶ヶ谷委員、齋藤(勤)委員、柘居委員、山下委員、  
竹村委員、増田委員、御室委員、早田委員  
事務局15名 子育て企画課 川口、吉原、高田、矢田、水谷、重田、小島、  
和田  
保育課 森井、曾我部、滝澤  
子ども健康課 児玉  
子ども家庭課 大庭、杉田、川口

欠席者 委員 2名

#### 内 容

- 1 開会
- 2 幼児教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと確保の内容について【資料1】
- 3 第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画素案について【資料2】
- 4 その他  
(1) 子どもが主役のまちづくり講演会【資料3】  
(2) その他
- 5 閉会

#### 1 開 会

##### ○事務局

- ・出席状況の確認(委員10名中、8名の出席)
- ・資料の確認(次第、資料1・2・3、前回会議録、共有計画抜粋版、市内施設等状況)  
資料1・2については、未確定要素を含むため会議終了後に回収
- ・計画策定受託事業者の株式会社浜銀総合研究所の野口副主任研究員と石川研究員の同席あり。

#### 2 幼児教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと確保の内容について【資料1】

##### ○事務局

資料1、幼児教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと確保の内容について、現段階における確定に近い数値を所管課のほうより順番に説明させていただき、最後にまとめて質疑応答という形で進めさせていただければと思います。

#### 【認定こども園及び幼稚園】

まず1ページから4ページの部分、認定こども園及び幼稚園の部分の量の見込みと確保の内

容の考え方について、簡単にご説明をさせていただきます。2ページ、3ページにつきましては、教育・保育の提供区域ごとに今の設置を分類したものですので、基本的には1ページでご説明をさせていただければと思います。

量の見込みに関しましては、基本的に先日行いましたニーズ調査をベースに、教育利用の意向は基本的には大きく変動するものではない中で、3歳児から5歳児の人口に関しては自然減があると見込んでおりまして、令和2年度以降そういった自然減部分がやや減少しているというところになっております。

それに対する確保の内容に関しましては、現在、市内の民間幼稚園が31園、認定こども園が1園ございます。幼稚園に関しまして、いわゆる施設型給付幼稚園・認定こども園という「特定教育・保育施設」と、いわゆる私学助成を受ける幼稚園が、今回この無償化に伴いまして10月から新たに創設された「施設等利用給付を受ける幼稚園」といたしまして、それぞれ今市内に設置されている民間の幼稚園等の定員をベースに確保策とさせていただいております。

特定教育・保育施設が、年度ごとに増加をしておりますのは、現時点では10月の無償化の動向を踏まえてというところですので、不確定要素もありますが、施設型給付幼稚園または認定こども園への移行のご相談をいただいている園もございます。そのため、特定教育・保育施設の確保策を増加させている一方で、施設等利用給付を受ける幼稚園の確保策を、その分減少しているというような形で見込んでおります。

また、ニーズ調査におきましては、いわゆる認可外の施設にはなりますが、市が幼稚園に準じる施設として「幼児教育施設」を認定しており、そちらのご利用に関しましても、教育という部分において、利用意向がございますので、現在、市内に13施設ございます幼児教育施設について、基本的には現状の利用者数をベースに確保ができると見込んでおりまして、全体的には需要に対して、教育ニーズに関しては、ほぼ提供できるというような想定で確保の内容とさせていただいております。

#### 【認定こども園及び認可保育所、地域型保育事業】

引き続きまして、5ページをお開きいただきまして、認定こども園及び認可保育所、地域型保育事業の量の見込みと確保の内容ということでご説明を差し上げます。

幼稚園と同じように5ページから9ページまでございまして、この中の6ページから9ページ部分については、教育・保育の提供区域、4区域別のものになっておりますので、5ページの市全域のものを使いながらご説明をさせていただければと思います。

まず表の上の部分、「量の見込み」と書いたところについてでございます。基本的な考え方として、現計画の5年間の取り組みを踏まえて、保育ニーズについては右肩上がりが続いている状況でございます。一方で、就学前児童人口については減少をしていくことが見込まれておりますけれども、保育ニーズについては引き続き伸びるだろうということを前提に、令和2年度時点で8,051の量、令和6年度は9,373ということで、右肩上がりの量の見込みとさせていただきます。

これに対する確保の内容についてでございますが、表の中段ほどに「確保の内容」と書かれたところがございます。年齢別、手段別で掲載をしておりますが、まず手段のほうをごらんいただきますと、確保の手段としては、1つ目が特定教育・保育施設、いわゆる認定こども園と認可保育所によるものです。次に、地域型保育事業と申しますのが、小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業と事業所内保育事業の4事業がございまして、現在、藤沢市では、小規模保育事業と家庭的保育事業の2事業のみ行わせていただいているという状況であります。次に、藤沢型認定保育施設については、藤沢市で一定の基準を設けて認定をさせていた

だいたいいわゆる認可外の保育施設となります。最後、企業主導型保育事業につきましては、これは国の主導で年金の財源を使って、児童育成協会というところが主体となって設置を進めているものになります。

それがそれぞれ年齢別に書かせていただいているわけですが、基本的な考え方といたしまして、まず藤沢型認定保育施設と企業主導型保育事業については、市が主体となって計画をつくって設置していくというような性質の施設ではないものですから、量の見込みについては、例えば0歳児で見てくださいと、「36」から令和6年まで同じ数値を入れさせていただいております。企業主導型保育事業も同様となります。

そうなりますと、2つ残った上の特定教育・保育施設と地域型保育事業を中心に確保を進めてまいるという計画になっております。令和2年の数値につきましては、来年の4月には新しく認可保育所が7園開所をする予定となっております。そこで確保される定員数を含みまして、0歳児で言うと、680という数字を出させていただきました。地域型保育事業についても同様でございます。

「確保の内容 考え方」、下のほうに囲みで文章を書かせていただいております。基本的には保育需要の高い地域を中心に、主に低年齢児、1・2歳児の受け皿に配慮した定員構成の認可保育所と地域型保育事業の新設や、既存施設の定員拡大というところを進めてまいりたいと考えております。

#### 【時間外保育事業】

続きまして、11ページの時間外保育事業（延長保育）でございます。こちらに関しましては、いわゆる教育・保育の施設において、通常の利用時間を超えて保育が必要な方へ保育を実施する事業というところになるのですが、量の見込みに関しましては、今回のニーズ調査を踏まえる中で、特に利用意向が高いと考えられる、いわゆる保護者がフルタイム×フルタイムで働かれている世帯や、ひとり親世帯で、標準時間認定で保育を利用されている方の利用意向を基本に、量の見込みを見ております。併せて、先ほどご説明のあった保育の需要が年々増加するというところを見込みまして、増加傾向というふうに見ております。

それに伴いまして、確保の内容に関しましても、現在、認可保育園を新設、開設する際には、基本的には全園で延長保育の実施をお願いさせていただいております。また、現在開所されている施設は、全て実施しており、今後も地域の実情や利用状況を踏まえながら、時間外保育の充実に取り組んでいただくという中で、新設の施設も含めて確保できるという形で、年々増加すると見込んでおります。

#### 【放課後児童健全育成事業】

12ページ、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）です。

事業の概要としましては、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対して、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。先ほど来、保育の需要が年々増加していますというお話がありました。その子たちがそのまま就学して年齢が上がってということになりますので、児童クラブについても、保育需要と同様、年々ニーズが高まっている事業にはなります。

しかしながら、学年が上がるにつれて、お子様が例えば習い事に行ったり、塾に行ったり、保護者が帰ってくる間の1時間ぐらいだったら、家で1人で留守番ができるというような年齢にもなってまいります。学年が上がるにつれて、ニーズは減っていくということも勘案しながら、現在の量の見込みとしましては、令和2年度で3,957から、最終年度の令和6年度は4,494という見込みを立てさせていただきまして、それに対応し得る数ということで確保

の内容を考えさせていただいております。

#### 【子育て短期支援事業】

それでは、13ページです。子育て短期支援事業（ショートステイ）でございます。

こちらはお子さんを持つ保護者の方が病気や出産、看護、冠婚葬祭、出張、夜勤等により、家庭で一時的に子どもの育児が困難な場合に、短期間子どもをお預かりするといった事業となっております。

量の見込みに関しましては、基本的には意向調査をもとにした国の手引きどおりの算出となっております。

確保の内容でございますが、こちらのショートステイにつきましては、365日、後で出てくるトワイライトステイと合わせて、1日6人当たり利用可能な事業ということで既に確保されておりまして、その数字から導き出したのが1606ということで、ここににつきましては今後も引き続き維持していけるものと考えておりますので、現在の体制を維持しながら今後も事業を実施していきたいと考えております。

#### 【地域子育て支援拠点事業】

では、14ページです。地域子育て支援拠点事業ということで、子育て支援センターやつどいの広場など地域の身近な場所での乳幼児及びその保護者の子育て相談ですとか情報の提供、助言を行う事業となっております。

第2期における量の見込みとしましては、ニーズ調査をもとに、第1期の計画、実績等を踏まえた数字として、令和2年度には10万7,832、令和6年度には11万4,271人となっております。対象年齢は0歳から2歳となっております。

確保策ですが、地域の子育て支援事業の子育て支援センターやつどいの広場等々の箇所数で算出させていただいております。現在、市内で37カ所の施設で行っている事業ですけれども、各施設の面積、開設日数と現在の0歳から2歳の受け入れ状況から見て、施設や開所状況において受け入れ可能な状況にあるということで、こちらの箇所数を算出させていただいております。

#### 【幼稚園で実施の預かり保育】

15ページは一時預かり事業のうち、幼稚園で実施している預かり保育に関する量の見込みと確保の内容になります。

量の見込みに関しましては、この10月からの幼児教育・保育の無償化が開始され、預かり保育の需要が増加していくと考えておりますが、一方で、冒頭に申し上げたように、対象児童の人口も自然減しているというところを踏まえまして、全体的には減少傾向にあると見込んでおります。

ただ、確保の内容に関しましては、今、実際に幼稚園で実施している預かり保育または一時預かりの幼稚園型の事業の実施状況等を踏まえる中で、ここ数年、幼稚園でも、預かり時間や人数を拡充されている傾向もございますが、幼稚園で受け入れられる職員の配置や面積による部分もあるかと思っておりますので、確保の内容は、現状を踏まえた中で横ばいという形で見させていただいております。

ただ、「一時預かり（幼稚園型Ⅰ）」という部分が増加していることに関しましては、先ほど申し上げたように、施設型給付幼稚園・認定こども園への移行を見込んだ施設の定員分を、一定量増加しており、その分、「上記以外」という項目において、いわゆる私学助成を受ける幼稚園で行われている預かり保育は減少すると見込んでおり、全体的には横ばいとさせていただいております。

### 【幼稚園以外で実施の預かり保育】

続きまして、16ページです。一時預かり事業（幼稚園以外が実施する預かり保育）に関しましては3種類の事業を記載しております。1つ目は、一時預かり事業で、認可保育園等で行っております、保護者の就労や病気または出産等により、一時的に保育が困難な乳幼児の保育を行う一時預かり事業です。また、未就学のお子さんを対象にしたファミリー・サポート・センター事業、保護者の病気や出産等、夕方から夜にかけて短期間預かるトワイライトステイ事業があり、この3種類を一時預かり事業として、量を見込んでおります。

量の見込みに関しましては、基本的にはニーズ調査を踏まえた中で、利用意向があるというところを、人口の増減に基づいて見込んでいただいております。

確保の内容につきましては、ニーズが増加するという見込みの中で、一時預かり事業に関しましては、認可保育施設の増加に伴いまして、新設園における一時預かり事業の実施の希望があることを踏まえて、令和2年度から令和3年度に関しては、増加という見込みを立てておりますが、今後地域ニーズへの対応等、効率的な事業の実施に向けて見直しも検討することもあり、令和3年度以降に関しては横ばいと見込んでおります。

また、ファミリー・サポート・センター事業と、トワイライトステイ事業に関しましては、現在の提供体制を維持しながら実施していくというような確保の内容としております。

### 【病児・病後児保育事業】

続きまして、17ページの病児・病後児保育事業でございます。こちらに関しましては、いわゆる病気やその回復期のために集団保育が困難で、保護者の方が就労等により家庭で保育ができない方をお預かりするという事業になっております。

量の見込みに関しましては、基本的にはニーズ調査に基づきまして、病児・病後児保育事業の利用意向が高いところを踏まえる中で、ある程度増加傾向にあると見込んでおります。

確保の内容につきましては、現在は認可保育園で病後児保育事業を3施設実施しており、また、病児保育事業に関しましては、現在、藤が岡二丁目地区の再整備事業により、藤が岡保育園で医療機関との連携による整備を進めているところです。

このような中、教育・保育提供区域ごとのニーズ等を踏まえながら、現在検討中の整備も含めて増加をするというような確保の内容としております。

ファミリー・サポート・センター事業で病児・病後児で行っていただいておりますが、こちらに関しましては、基本的には現在の提供体制を維持していくところの見込みとさせていただきます。

### 【ファミリー・サポート・センター事業】

18ページをごらんいただきたいと思います。ファミリー・サポート・センター事業（就学児の預かり）でございます。

子育ての援助を受けたいという人と行うことができる人が会員組織を構成し、児童クラブへの送迎や預かり等を行う事業というふうに位置づけております。

数字につきましては、国の手引きによりまして算定をいたしました数値がかなり大きかったものですから、その乖離幅を埋めるために、平成30年度の実績から実際の一人当たりの活動日数を算出し、その数字とニーズ調査で把握した利用意向日数の割合を出しまして、それを国の手引きにより算定した各年度の値に乗じた数字をこちらの量の見込みとさせていただきます。その量の見込みの最大値を確保していくという形での確保の内容となっております。現行の体制で見込み量が十分確保できるので、現在の体制を維持する形で、今後も援助を行う会員の確保に努めてまいりたいと考えております。

### 【利用者支援事業】

続きまして、19ページの利用者支援事業でございます。

保育課では保育コンシェルジュによる相談・情報提供ということで、基本型・特定型と書いてあるのですが、藤沢市の場合は待機児童が一定数いるということで、待機児童解消のための特定型という利用者支援事業となっております。今現在、保育課の窓口と、子育て支援センターが湘南台、辻堂、六会の3カ所、計4カ所で行っております、この状況を今後も維持していく予定でございます。

続きまして、利用者支援事業の母子保健型でございます。

こちらは子育て世代包括支援センターが中心とした相談支援ということで、今、子育て世代包括支援センターとして位置づけられているのが南北の保健センターと子育て給付課の3つの窓口で実施をしております。

量の見込みについてですが、現行体制、現在の実施体制を維持する中で、継続して妊娠期から子育て期にわたる母子保健、育児に関する悩みなどの相談体制を続けてまいりたいと考えております。

### 【妊婦健康診査】

続きまして、20ページの妊婦健康診査事業でございます。

こちらの事業につきましては、安全・安心な出産を迎えるために、医療機関での健康診査を受ける際の費用の一部を公費助成をしているものでございます。お1人の妊婦当たり最大14回まで助成をしております。

0歳児人口に対する妊娠届け出の比率と、お1人当たりの平均受診回数等を考慮しまして、量の見込みを推計いたしました。令和2年度3万9,500回から、令和6年度3万7,500回ということで、若干ではありますが、0歳児人口の見込みの減少を受けて、少しずつ減の方向で量の見込みを考えております。事業としましては、引き続き妊婦健康診査費用補助券による助成制度を継続してまいりたいと考えております。

### 【乳児家庭全戸訪問事業】

続きまして、21ページの乳児家庭全戸訪問事業でございます。

こちらの事業につきましては、生後4カ月までの乳児のいるご家庭を訪問しまして、お子様の発育状況ですとか、保護者様の心身の状態、養育環境などを見るために実施している事業でございます。

量の見込みについては、0歳児人口に対する全数実施ということを考えていたしまして、0歳児人口の見込みの減を受けて、若干の減傾向を見込んでおります。令和2年度で3,250人、令和6年度には3,050人という形で量の見込みを算出させていただきました。事業につきましては、引き続き全戸訪問を実施しまして、お子様の育児に対する相談や適切な情報提供、不適切な養育の環境などの問題の早期発見に努めてまいりたいと考えております。

### 【養育支援訪問事業】

続きまして、「調査によらず『量の見込み』を算出する事業について」、「養育支援訪問事業」でございます。

こちらの事業の概要ですが、家庭における児童の安定した養育の確保のため、支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師等がその居宅に訪問し、指導・助言、育児・家事援助等の専門的指導を行う事業としております。

実施状況ですが、こちらの事業内容としては、大きく分けて2つございます。保健師、保育士等による養育に関する専門的助言指導、もう1つは、育児、家事援助ヘルパーの派遣になり

ます。平成30年度実績は、支援家庭数36世帯、訪問回数238回、その内訳ですが、専門的な助言が149回、育児家事援助が89回、延べ利用実績366人に対して実施をしました。

量の見込みですが、延べ利用実績ということで、「対象人口×過去利用実績における利用率の平均(0.9%)」で計算させていただいております。2020年度、令和2年度の521人から、2024年度、令和6年度の498人という推計がされております。

考え方ですが、年度ごとに事業の実績にばらつきがございますため、過去4年間の延べ利用実績で見た利用率の平均値を見込みにしております。

国の基本指針における参酌標準ということで、児童福祉法に規定する要支援児童及び特定妊婦並びに要保護児童の数等を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標の事業量を設定するとされております。

確保の内容ですが、保健師等による養育に関する専門的助言・指導の支援、ヘルパー派遣による育児・家事援助の支援、ヘルパー派遣のほうは委託業務として実施されております。

#### <質疑応答>

○山下委員

5ページの小計の意味とどういうふうにやったらこうなるかというのを説明してもらえますか。

○事務局

まず小計(a)の部分でございます。小計(a)と書いてあるところが0歳児の合計。

○山下委員

トータルの人数ですね。

○事務局

ここから「0歳(3号認定)①」の部分である644を引いた数字が168という形で計算をさせていただいております。要は年齢ごとの確保される数から量の見込みを引いて足りない数をこの小計の欄で出しているという形で受けとめていただければと思います。

○山下委員

その意味は何ですか。

○事務局

確保がどの年度で充足をするかというところを見るためにこの欄を設けさせていただきました。

○山下委員

つまり、特定教育・保育施設が十分に確保されていますかという意味を知りたくてここに数字を出したということですか。

○事務局

そのとおりです。本来の様式ではなくて、この段階でお出しをさせていただいているデータではあるのですけれども、そこだけを見て考えますと、令和2年の段階では1・2歳児だけ足りない。要はその受け皿が足りない状況ですけれども、令和3年以降については充足をしているというのがこの欄から見てとれるものでございます。

○山下委員

マイナスが、足りないということですね。

○事務局

そういうことです。

○山下委員

「⑤－④」というのは何ですか。

○事務局

「⑤－④」ですが、全年齢の確保の内容が「計 (a + b + c) ⑤」で8, 707と書いてあるところが令和2年度の欄の下から5行目にございます。そこから④の8, 051を引くという計算をしますと、656という数字が出てきます。

ただ、年齢的に分析をしますと、1・2歳児の部分が足りなくて、0歳と3歳以上については定員が余るということが下の4行から見てとれるのかなと思っております。

○山下委員

ということは、6ページ、7ページと進んでいくと、1・2歳児のところに三角がついているのは、令和2年度に限り、しばらく1・2歳児の確保が必要ですよというのを言いたい資料なのですね。

○事務局

おっしゃるとおりです。

○増田部会長

1・2歳児は今大変なところだと思います。

○山下委員

これは連動しているのですね。1・2歳児が足りないから1・2歳児をつくるということは、連動して3・4・5歳児も自然に確保されていきますよという意味ですね。

○事務局

おっしゃるとおりです。先ほど確保の内容のところで、認可保育所をつくるか、小規模保育事業所の2つの方法しかない。ただ、今おっしゃられたように、認可保育所ばかりつくっていくと、3・4・5歳児がただでさえ大きくなって、どんどん余りが出てしまうという形になりますので、中にも小規模保育事業所という0歳から2歳までの施設もつくってミックスしてやっていくというような格好にさせていただいております。

○山下委員

ということは、もう少し言葉で言うと、この資料の数字から言いたいことは、1・2歳児の確保をする必要はありますよ。ただ、3・4・5歳児に限っては、今の計画ではそれほど必要としていませんよということをお願いしたいということですね。

○事務局

そういうことです。ただ、認可保育所に一度入ると、小学校に入るまで、卒園まで通える環境を当然つくっていかなければいけませんので、そういう意味では、3歳以降に今は余裕がありますけれども、それを押しても、1・2歳だけではなくて、その上の年齢も一緒に整備をしていかなければいけないということで計画自体はつくらせていただいております。

○山下委員

そこがちょっとわからなかったのです。

○事務局

令和2年の全市の小計のところを見ていただきますと、今ご指摘をいただいたように、0歳児と3歳児以上の欄についてはそれぞれプラスの数字が出ています。ということは、受け皿がそれだけある。余っているという見通しになっています。そういうような状況で1・2歳児だけが足りないということになっているのです。



○山下委員

そこまではわかります。

○事務局

それで、1・2歳児だけつくるというわけにはいかないのです。

○山下委員

でも、今、小規模保育事業所をつくっているじゃないですか。それはだめなのですか。

○事務局

確保の方法としてはそれも当然やっていきますが、実は今2歳以降の受け皿が足りない。特に3歳が足りないです。なので、3歳児以降の受け皿についても一緒につくっていかないといけないのです。

○山下委員

でも、これには出てこないですよ。

○事務局

ここの中にも見てとれる部分があります。例えば5ページの「確保の内容」の「3歳以上」の「特定教育・保育施設」の令和2年度の欄を見ていただくと、今4,562人分の定員があるのですが、それを令和3年度以降ふやしていっています。それよりも速いペースで、1・2歳児のほうの「特定教育・保育施設」を見ていただきますと、令和2年度の2,478から、右に増加をさせていただくというような形です。

○山下委員

それはわかるのですが、数的に確保されているのではないのですか。

○事務局

今この計画ですと、令和3年には1・2歳児も含めて確保がされる見通しであるという形になっています。

○山下委員

1・2歳児が2,478だから、足りないのでつくります。そうすると、令和3年度では2,786です。1・2歳児でつくっていても、2歳児が、次は3歳児になるので、5,076あります。でも、量の見込みの3歳児は4,196です。ということは、量よりも確保のほうははるかに大きいじゃないですか。だから、確保する必要があるのですかと。

○事務局

1・2歳児だけの保育園をつくれればいいじゃないですか、という話ですよ。

○山下委員

ここでふえているのは、2,500と2,800で約300ですね。だけど、ここは4,196から5,076ですから、数が合わないのではないですか。

○事務局

数が合わないというところがちょっと……。

○山下委員

令和3年度の3歳以上児の量の見込みは4,196と書いてあります。でも、ここでは確保しているのは5,076です。ということは、その差は約900あります。

2歳児で約300ふやして令和3年度を迎えるわけです。でも、そのうち、2歳児と1歳児ですから、半分ずつだとしても、150人が3歳児になったとして、量はいっぱいあるじゃないですかという質問です。

○事務局

ご説明が非常に難しい部分ですけれども、すごく大事な部分だと思っています。自信はないのですが、保育関係者の方のご理解いただける部分はあるかなとは思っています。

まず保育所を建てる場合に、先ほどお話ししたように、小規模保育事業所というのは、0歳から2歳までの定員を持っています。でも、一度保育所に入ったら、必ず卒園まで、就学前までいられるような環境をつくらなければいけないのです。1歳で入ったら5歳まで、その保育サービスが受けられるような環境をつくらなければいけない。

小規模保育事業所に入った子どもたちはどうしているかといいますと、2歳で卒園をしたら、3歳以降は、認可保育所で3歳以降のあきがあるところに行ったり、もしくは幼稚園に行ったりというようなルートをとります。何となくそこまでは大丈夫でしょうか。

○山下委員

わかります。

○事務局

そういうようなことをやっていって、本来であれば、この状況ですと、小規模保育事業所だけをつくって確保していくのが最も合理的なのは間違いないと思っています。

でも、3歳以上児というふうに3年齢をまとめていますけれども、3歳児年齢だけを見たときの保育園の受け皿については、ほんのわずかのプラスしかないような状況です。普通の認可保育所ですと、当然年齢ごとにみんな持ち上がりで上がっていきますよね。その3歳からの余分がないことには、小規模保育事業所に入っている子たちは、3歳以降の保育の行き場がなくなってしまうのです。今ほぼプラマイゼロに非常に近いような状況でいっていますので、小規模保育事業所だけをふやすわけにはいかない。そういう中で、小規模保育事業所だけではなくて、0歳から5歳までの定員を持つ認可保育所も一緒につくっていって、小規模保育事業所と3歳以降の受け皿を持つ認可保育所をつくっていく必要があるのです。

○山下委員

今、保育園と幼稚園しか説明されてないのですけれども、一番最初のページで、認定こども園のところまでの確保の人数が、令和3年に200ぐらいふえています。そこでは受けられないのですか。つまり、保育サービスを提供すればいいわけであって、保育園に入りなさいと言っているわけじゃないですよね。

○事務局

そうですね。

○山下委員

ということは、認定こども園のところでは200という枠がふえれば、だめですか。数字は200ふえているんです。

○事務局

認定こども園については、ご存じのとおり、今、幼稚園型の認定こども園が1園ございまして、開園時間は保育需要にたえられる時間ではございませんし、三期休業についても、現状の中では、まだ全ての日数を開園できている状況ではないということは、認定こども園の課題としてはあります。

保育時間を満たす時間の認定こども園になれば、おっしゃっていただいたように19時とか、場合によっては20時までの預かりができれば、認定こども園は小規模保育事業所に預かっていただいていたお子さんの受け皿になるのですけれども、閉園する時間が、5時とか5時半とか、場合によっては6時までということだと、認定こども園はどうしても小規模保育事業所

に行っているお子さんの受け皿になり得ていないということが1点あります。

それと、これはまだ希望ですけれども、アンケート調査の段階でお示しをいただいているところが、教育・保育提供区域4区分あるのですが、特に保育需要が強いエリアではないところが、今、認定こども園に移行したいというお気持ちがあるようです。そうすると、1・2歳に待機があるところ、3歳でぎりぎり需要を満たしているところの保育需要の受け皿になり得ないものですから、どうしても認可保育所を整備していかないと、小規模保育事業所の受け皿部分が確保できない。

○山下委員

認定こども園というのは、11時間開所というルールのはずは受けないのですか。

○事務局

基本的には11時間開所というところでやらせていただいているのですが、現状、保育の需要がある方が、先ほど申し上げたように、その標準認定時間としての利用時間を超えた延長保育の部分のご利用であったり、あと、今、実際、開設されている園では、土曜日を開所されていなかったりという意味で、いわゆる保育園と同等の使い方ができるかというところを比較した場合に、なかなか需要を満たせないというところがあります。

もう1つは、現時点で移行のご相談がある園については、幼稚園型認定こども園としての移行を検討されているので、保育利用部分の受け皿という点においては、保育需要よりはどうしても少なくなってしまうと考えております。認定こども園の確保の内容については、1ページにあらわれている人数は、教育利用としてのニーズの人数であり、保育利用のニーズという部分は、5ページの「特定教育・保育施設」のところと一体で今見込んでいるような状況になっているので、そういった意味でも需要を満たすのがなかなか難しいところがあるという状況です。

○山下委員

もう一回確認したいのですが、認定こども園の11時間開所と土曜日開所は、施設側が選べるということですね。

○事務局

基本的にはこちらとしてはお願いさせていただいておりまして、一定期間は猶予が当然ありますし、もしその期間されていないということであれば、いわゆる公定価格上、減算対応という形で、一定のペナルティーはつく形にはなります。

○山下委員

長々と済みません。

○増田部会長

いえいえ、具体的な状況がきつとほかの委員の方たちも理解ができたのではないかと思います。

○梶ヶ谷委員

前回出された量の見込みはまだまだいろいろな形で精査している中だと思うのです。保育園の需要、量の見込みについては、前回の数字とほぼ変わらないのかなというところですが、放課後健全育成事業についてはかなり下方修正しているように見受けられるのですが、前回より下方修正した原因とか理由があれば教えていただきたいと思えます。

○事務局

こちらについては前回お示ししましたのが、5,000近いものをお出ししているかと思うのですが、前年度の実績につきましては、今現在ご利用いただいている方が、待機児童を含め

ても3,000代ですので、1年間で2,000近くはふえないかなということです。あれば使いますとか、希望はしますけど、お子さんの意向とか、習い事の関係とかで、実際に使うかどうかというところまで見えていない数字もあります。実績と比較した場合に、1年間で2,000人近くふえるかどうかを算出したとしても、2,000はふえないのではないかとということで、今の実績も踏まえた上での下方修正としております。

#### ○梶ヶ谷委員

1年間に2,000という数字がわからないのです。たしか3,800とか3,900とかいうのが今年度4月だと思うのですけれども、2,000ふえたら、5,000幾らですよ。

#### ○事務局

放課後健全育成事業については、見込みの方法が2通り示されております。1つが放課後子どもプランで、これは実績に基づく推計をすることになっております。もう1つは、ニーズ調査に基づいて、利用量を補正して見込むという方法がございます。今回はニーズ調査を補正した結果ということでお示しをさせていただいております。

ところが、今年度の4月1日の利用申し込みが、今私が記憶している数字ですと、3,457だったと思います。——すみません。総数は違いました。総数は3,800かもしれません。1年生の利用申し込みが1,400人ございました。今5歳児で保育園を利用されている方が1,500人いらっしゃいますので、1年生と5歳児を比べると、差は100で、来年度、全ての保育園利用者の子どもが児童クラブに入ると、単純に100はふえるであろうということがございます。

ただ、保育園利用者だけでなく、幼稚園のお子さんも児童クラブに一定数は入園をされるだろうということです。とはいえ、前回お示しをした数ほどふえるということにはなり得ないだろうということで、推計の仕方を、ニーズ調査から、放課後子どもプランの実績に基づく数字ということに変更させていただきましたので、数字が変わっているということがございます。

また、その推計の見込みにつきましては、今年度の利用実績ですとか、特に注目をしているのは、ことしの4月1日の1年生の利用と、繰り返しになってしましますが、現状、10月1日現在で保育園を利用されている5歳児の方の数を比較いたしまして、そこから導いた数字が、2020年度（令和2年度）の4月1日については、3,957ということで今見込ませさせていただいているのです。

児童クラブの利用申し込みについて、11月12日からだったと思いますが、12月の中ほどまで、1次申し込みを一回締め切りますので、実際にはそこで申し込みをいただいた数字というのが参考になるというか、来年、2020年4月1日は、まさにここで申し込みが始まりますので、その数字をもとに、再度精査は必要だと思っておりますけれども、今、素案としてご提示をしている考え方としては、実績に基づいた形で推計をし直したということがございます。

#### ○榊居委員

教育・保育施設の無償化の部分について、ニーズは上振れするということが見込まれていたのですが、その辺のことについては、量の見込み等についてはどんな感じで数字の修正をされたのか、お尋ねします。

#### ○事務局

無償化の影響部分というのをどういうふうに見てきたかというような受けとめでよろしいでしょうか。

この量の見込みについては、利用希望把握調査、いわゆるアンケート調査をもとに算出をさ

せていただいた数字になります。具体的には、今後お母さんがどのような働き方を希望されているのか。例えば今働いていないけれども、今後フルタイムで働きたい、またパートタイムで働きたい。そういうような潜在的な需要がある方をまず抽出した上で、その人たちが、さらにどういう保育サービスを今後使っていきたいのかというようなことを聞いて、その設問をあわせて抽出をさせていただいたものになります。

今後どの保育サービスを使いたいのかという設問の中に、ことしの10月から無償化が始まることを前提に、無償化とはこういう制度ですというお話をしながら設問を選んでいただいたのです。なので、無償化が始まることを前提に、今後どういう保育サービスを使いたいですかという数を拾い上げさせていただいて出した数値になります。

先ほど補正というようなお話でしたけれども、国の手引きどおりの生の数字を使うと、人口の減少に従って、右肩下がりになるというような推計となりました。ただ、それは実情にそぐわない。この5年間の計画、現行計画の推移と実績を見ますと、全年齢とも右肩上がりにずっと需要がふえてきたという経過がございます。それを反映して、今回の計画についても、それぞれ年齢ごとの上昇率というのがございましたので、それを掛けて数値を出してきたという方法で補正をさせていただいております。

#### ○山下委員

私たちが役所の人と会いますと、費用対効果とかよく言われるので、それにどういうふうに対応しているのかなと疑問に感じるところで、先ほどの回答は、正直言って納得していません。

もう一つ、今さらというのがありますけれども、子育て支援ということであれば、今、この場だから言わせてもらおうと、ボーダーの子というのが、幼稚園にも保育園にもいろいろなところにふえています。また、そうではなくても、私は幼稚園、保育園ですが、そういったいろいろな施設で困っている事情への支援のところ、ここの報告書には欠けているのではないかなと思います。

例えばボーダーの子に関して、藤沢には南保健センターと療育の施設があるのですが、幼稚園の場合、3年間という期間です。仮に3歳児で入園してきたら、説得して説得してお母さんがその気になって、南保健センターに行くのに半年から1年かかって、そこから南保健センターの人が見て療育につながるのにまた1年かかる。残った期間は1年あれば長いほうです。

そういう部分の支援をもっとスピードアップしないと、小学校に行ったときに子どもが困るだろうとか、お母さんもいろいろな意味で困るだろうという支援の部分ですね。そのほかにも、榊居先生いらっしゃるから、そういう施設の中で困っている部分へのヘルプというか、そういう部分の支援のところ、多分そんなに何千もないですから、絶対数は小さいのですけれども、そういうところにももう少し目を当ててほしいというのは感じました。

#### ○増田部会長

今のことはとても重要だと思うのです。総体としての量についてはきょうのご報告でよくわかりましたが、質の点から言ってどうなのか。その中の1つが、トータル何人の子どもがいますという中には、さまざまな子ども、さまざまな家庭が存在するわけで、そういったことについてのいろいろな配慮等は、何か庁内で検討されたり、今後この会議にそういった要素が出てくるのか、それはどんなものでしょうか。

まず、今の山下委員のご発言の、支援を要する、あるいは集団生活の中で配慮を必要とする、そういった子どもに対して、数値的には、今回のような調査では出てこないと思いますけれども、どんなふうを考えているのかというのがもしありましたら、どなたかお答えください。

## ○事務局

児童発達支援とか、昔でいくと療育ですね。今は、昔と大分違いまして、療育のシステムというのが大分変わってきていると思います。母子保健の健診では「ハローベビィ」という形で、生まれたてのところでは、保健師さんによりまして、90%を超えて、100%近い全戸訪問事業があります。

4～5カ月の健診、あと9～10カ月の健診、集団健診はご存じのとおり1歳半です。もちろんその段階で、運動発達が割と中心になるとはいいながらも、いわゆる知的な発達面とか、今話題になっているような発達障がいとか、そういう状況が見られるようなお子さんが、一番最初に発見される場所かなと思います。

その次に2歳半の歯科検診、3歳半の集団健診が行われます。あと、もちろん先生たちがご苦労されている5歳のところだと、藤沢の場合に健診はないのですけれども、集団の中でお子さんの状況が少し困難を感じたり、発達に特性があるというふうに気づかれて、実際に就学前の健診でご相談されてくるお子さんが多いかなと思います。

私どもでは、障がい児のいわゆる療育のデイサービスとか、放課後等デイサービスというのが、障がいのお子様向けにあるのですが、こちらの対象は、ご存じのとおり、知的障がい、身体障がい、精神障がい、あと、もちろん診断書、これは児童期だけなんですけれども、放課後等デイサービスは、そういう療育の専門機関で相談をしていた経過があったという形で、以前よりも必ず手帳を持っていなければいけないとか、そういう判定を受けていなければいけないということはありません。

そういった数でいきますと、今回たまたま無償化の数字を持ってきているのですけれども、今年度、無償化の対象になるいわゆる幼児期の3歳から5歳までのお子さんで、約300人ぐらいという形で見込んでいます。実際その300人の方が、昔のように太陽の家の「しいの実学園」とか、「ふれっじ」に行くだけではないし、今、児童の療育のデイサービスが22～23カ所あるのです。そういったところに、幼稚園、保育園と並行に行く方もいるし、太陽の家と並行で通園している方もいると聞いています。逆に藤沢市で今そういうお子さんの状況でいくと、太陽の家だけでは完結しないような療育の提供の仕方が進んでいるかなと思います。

実際にはその診断書を受けたとしても、18歳までに児童の発達の像が変わってきたり、親御さんの障がいの受けとめ方も変わってきて、また環境も大分変わってきます。もちろん先生たちがご心配される二次障がいとか、発達障がい、そういうものになってしまうお子さんもしらっしゃるかもしれないのですけれども、それを未然に防ぐために、健診とか、療育とか、幼稚園、保育園といった場が、かなり有効に働いているのかなと思います。その人数は、障がい児という枠ではくくれないくらいにふえているというのが実感です。

## ○山下委員

だからこそ、今、幼稚園、保育園の職員や先生が一番心配しているのは、小学校に上がっていじめられないかなとか、登校拒否にならなければいいなとか、友達みんなと仲よく遊んでほしいなという願いを持っているのですけれども、今の説明だと、もう少し年齢が上の人が多いなと、話を聞いていて素直に思うのです。私は小学校1・2・3年ぐらいを無事に過ごしてくれば、あとは自分の力も大切でしょうという部分があるのです。まだ10歳未満ですから、そこにもう少し手厚い視点があってもいいのではないのかな。

お母さんに対して、障がいを受容しやすいようなフォローがあってもいいのではないのかな。確かに太陽の家が民間に移行しましたが、それでも普通のお母さんはやはり行きづらいです。南保健センターも受け入れてはくれるのですけれども、どんなに多くても、年に2～3回です。

それでは、ちょっとどうしようという感じですね。

○事務局

そういう部分では、実は私は太陽の家にいましたし、療育のほうも相談に乗っていたのですが、ここ10年で、さっき言った民間の療育の児童デイサービス等も、ほぼなかった状態から、今は約20カ所にふえています。

逆に今は市直営の療育相談から、そういったところにつながってご相談されたり、そこで直接療育を受けたり、親子で療育を受けたりするようなシステムというのが成り立ってきています。なおかつ、昔だと、市の直営のところと並行で、幼稚園とか保育園に通っていた方が、例えば水曜日の午後だけ療育のデイサービスを使ったりという形で、ライフスタイルが大分変わってきて、かかわる方もふえているなと思います。

逆に、親御さんとかお子さんが混乱して、あっちこっち行ってしまったり、実はそういう危惧も聞かれます。お子さんにかかわる方が、かかわり方を統一してと言うのはおかしいけれども、どういう視点で見られるかというのがすごく大事ななというふうに、親の会の方とか、私たちの療育関係者の中でも話はされています。それが早期発見と早期療育、早期保育とか、療育・教育ということにつながっていかなければいけないのかなというふうには感じています。

○山下委員

いずれにせよ、もう少し実際の生活の中で各施設がそれを実感できるようなものですね。

○早田委員

私も前回そのお話をさせていただいたのです。量も大事ですけども、中身の充実ということです。そうしましたらば、巡回で訪問されていますよ、予約でいっぱいですよみたいなお話だったのです。前はそこでお時間もなかったものですから。

もう少し保護者に寄り添って、また、今、子どもさんはこうですよという形で、巡回のときだけしかお話ができないのではなくて、もう少し継続してその辺が手厚いといいかな。

○山下委員

いつ電話しても予約がとれたらいいですよ。

○早田委員

そうですね。量もそうですけれども、その辺で質の向上といいましようか、そういう形ですね。そうやって相談ができると、保護者も物すごく自信がつくし、私、こうだわという思いができると、親子の関係も向上するのではないかな。前はお時間がなかったものですから、それで予約でいっぱいですよというところで終わってしまったのですけれども、私もきょうは数字的には見せていただいたのですが、その辺がこの中で触れられていなかったものですから、私もその辺をお話しさせていただきたいという思いがございました。

○榊居委員

実はちょうどきのう巡回訪問を受けたところですが、前と比べて予約はかなりとりやすくなっているというのが、やっているの実感です。

あと、9時半から何人かで来て、2時半までいてくださって、半期に1回か四半期に1回かな、そのくらい巡回訪問をやってくれるようなものを、市のほうも一生懸命つくってくださっています。きのうも本当に取っかえ引っかえ、先生たちがいろいろな悩み相談するのを、食事の時間も惜しんで受けてくださっていたというところがあります。

ただ、1つ継続性の問題という、年度によって業者さんがかわるみたいなことを私も経験しました。今まではここが請け負っていたのですが、来年度からはほかの事業所に、事業所の中でもほかの部署に移って、いらっしゃる方がガラッとかわるということがありました。その

辺のところの継続性の問題と、もっと密着してきちっと連携をとれるようにお願いしたいです。すごく頑張ってやってくさっているとは思っているのですが、マンパワーがどこも足りないのかなというところはありますので、市のほうでその辺も充実していただければなと思っております。

○増田部会長

今、各委員から出ましたことをどういう形で反映していくかというのはいろいろ課題があるかと思いますが、少なくとも後から出される事業計画素案の中には、藤沢市の全ての子どもに対して質の高い支援と教育・保育をとということだと思っておりますので、そのあたりもきょうのご意見を反映していかればというふうに思います。

○齋藤（勤）委員

量の見込みで、先ほど話に出た3号と2号という中で、単純にこの数字を見ると、令和2年度は、3号の1・2歳児が245人足りないのに対して、2号の3歳以上は733人という数字です。これは先ほど小規模保育事業所をつくれればいいみたいな話も出ましたけれども、実際に僕らも小規模保育事業所をやっている中で、3歳へ移るという大変さがあると思っているのです。733という数字を単純に見ると、先ほど言われたように、あるじゃんということになってしまうと思うのですが、3・4・5というふうに分割した数字を出された計算はされているのでしょうか。

○事務局

量の見込みとしては、3歳以上というくくりでしか分析はできていない感じです。ただ、実績上の分析というのはさせていただいております。その中では、傾向としてなんですけれども、1つは、保育士さんの配置基準が、3歳は20対1、4・5歳児になると、30対1になるということで、4・5歳に比べて、3歳の定員枠が若干抑えられ目になっているというのが構造的にあるということが1つです。

もう1つが、入園者の意向というのが、3歳までは比較的高いニーズがあるという分析をしています。ただ、4・5歳児になると、幼稚園への利用意向みたいなものが、3歳児よりも4歳児のほうが幼稚園意向が高く、4歳児よりも5歳児のほうが幼稚園意向が高いというところが出てきます。なので、結果として、待機児童もしくは補助児童というところを見てみますと、1・2・3歳児までは待機児童が出てしまっているが、4・5歳児については定員を下回る申込者数しかないというのが現状としてはございます。

○齋藤（勤）委員

最近開所する保育園さんは3・4・5歳の定員を同じ数という感じで作られるのが多いと思うのですが、要は4歳・5歳が余っているという状態が現状あるということですね。例えばその定員の見直しとか、そういうことで3歳に振ったり、0・1歳児に振ったりということで、バランスをとっていくこともできるわけですね。

○事務局

おっしゃるとおりです。先ほど説明し切れてなかった部分があるのですが、あくまでこの確保の内容というのは、量の見込みに対して、施設の種類としては、認可保育所と小規模保育事業所です。認可保育所は約60人定員で、小規模保育事業所が19人定員ですが、それを当て込んで、量の見込みを上回る確保の内容にしていくということで、ある意味ですごくドライな機械的な作業になってしまっています。

今、齋藤委員がおっしゃっていただいたとおり、やりようはそれだけではないと思っています。4・5歳児の枠が余っているのであれば、4・5歳児を合同保育にして、その分、3歳



児の受け皿をふやしていくとか、その分、1・2歳児の受け入れをふやしていくというようなことを、それこそ保育事業者と相談をしながら、実態に応じた受け入れ態勢をとっていただくことは、並行してやっていく必要はあるということは十分認識をしているところです。

#### ○齋藤（勤）委員

それに伴って、1・2歳が令和2年度は245マイナスで、令和3年度は46ですけども、実際に確保の内容の中に、藤沢型認定だったり、企業主導型という数字も含んでいるわけですね。正直この辺は不透明なので、例えば藤沢型から認可に移行してしまっ、ここがなくなってしまうみたいなことも当然考えられていくと思うのです。そうすると、令和3年度の46とか、令和4年度の38という数字に関しては、若干厳しい数字なのかなという気もするのですけれども、どうなのでしょう。

#### ○事務局

ご指摘のとおりだと思っています。ただ、まず藤沢型については、現状で新たに認可に移行しようというような意向はないという状況でございますので、それについては横ばいという取り扱いをさせていただいております。

企業主導型については、まだ国の子育て安心プランという計画が進行中でございますので、もしかしたら新しい園ができる可能性はあるのですが、我々のほうから誘致できるものでもございませんので、これもその性質上、横ばいとさせていただいております。

実は令和2年から3年で一気に解消というような計画にさせていただいております。これには理由がございまして、今申し上げました国の子育て安心プランという計画は、2020年度末までに待機児童をゼロにし、その後、令和4年まで待機児童ゼロを維持して、令和4年には女性の就業率80%を目指していくというのがざっくりとした方向性として示されています。

となりますと、令和3年の量の見込みについては、当然待機児童が出ない計画にしなければいけない。藤沢市は待機児童が多いということもあって、先週、厚労省のほうにも呼び出されて念を押されたところです。また、この支援事業計画をつくる上で、国のほうで示している基本方針もございまして、また、量の見込みを算定するための手引きという国のほうで発行しているものがございまして、そこにも同じように、令和3年には待機児童がゼロになるような計画にしなければいけないということが念を押されておりますので、このような形にせざるを得ないというような状況でございます。

#### ○榊居委員

2つぐらいポイントがあって、1つは、無償化なり何なり、ここからニーズがどのくらいふえていくのかということについては、保護者の方の意向などを聞いているものの、今後まだ不透明な部分があるということです。

もう1つは、保育士の確保困難というところがあります。今、保育所は確保できているけれども、保育士の数が足りないので調整中で、お子さんが入れられないというふうなクラスを抱えているところも、残念ながらありますよね。なので、待機児解消にしても、保育の質の向上についても、保育士さんの処遇改善を進めていかないとできないということも計画の中で一緒に考えていただければと思います。よろしくお願ひします。

#### ○増田部会長

これも重要な観点で、この数字を実現していくために、保育の担い手、それは保育士だけではなくて、幼稚園教諭も同様でして、その確保ができなければ、どれだけ定員数を確保したとしても、実際に保育ができないというような状況が生まれてしまう可能性が非常にあります。これから先、今いろいろ出していただきましたようなことを十分配慮しながら、計画等に

反映できるようにということだと思います。

○山下委員

確保の内容のところのベースになっているのは各施設の定員ですか。

○事務局

モデル定員です。認可保育所だったら60人の定員というような仮定をさせていただいております。

○山下委員

その中の各年齢の定員を積み上げているのですね。

○事務局

そのとおりです。

○山下委員

つまり、待機児解消枠は入れてないということですよ。スペースがあれば……。

○事務局

ちょっと多目に弾力で見ている部分というところですね。そこに関しては、現状、この部分は確保としては見ていません。

○山下委員

ということは、通常、解消枠をつくるのも協議して県に言わなければいけないですから、一般的に0・1・2・3が枠を確保しやすいですよ。だから、その数字を足すと、この数字は変化するのではないか。実際に使っているところもある。例えば10人の定員なのに、その枠を使って12人入れているところがあるかもしれない。でも、それは入っていないですよ。10は10のままですよ。

○事務局

そうです。いわゆる認可定員というところのベースを見て、今、確保策というものの数値になっています。

○山下委員

そこはもうちょっと正確にというか、きちんとやられる必要があるかなと思います。

○事務局

ここも考え方になるのかなと思っています。まずここで数字としてお示しする積み上げとしては、認可保育所と小規模保育事業所のそれぞれの年齢別の定員を積み上げてつくらざるを得ないと思っています。

ただ、今後これを確保するためには、実際に民間に対して公募をします。認可保育所を新しくつくってくれる方はいませんかというような募集をさせていただきます。新しく土地の確保はないでしょうけれども、土地を確保して保育園をつくっていったときに、その土地に応じた定員サイズというのは、どうしてもその現場現場によって変わってきてしまう可能性は大いにあります。

○山下委員

土地じゃないです。それは部屋の広さです。

○事務局

そのとおりです。部屋の広さも含めてですね。例えばテナントであれば、確保できるテナントによって大きさ、部屋の面積は当然違います。部屋の面積が違えば、入れられる子どもの数も当然変わってきます。確保できる部屋の数によって、入れられる子どもの数も違ってくる。定員構成は杯型というか、0歳児が少なく5歳児が多いという形に当然していかなければい

けません。それによって、ケース・バイ・ケースで、我々が想定している60人におさまるとは限らないので、その幅の中で、施設の中でどういう受け入れができるのかというところを協議させていただきます。

#### ○山下委員

新しく保育園をつくる時というのは、市と協議をして、60なら60、90なら90、何歳は何人、何人、何人、何人と決めていくのです。土地がこのぐらいあろうが、90、120といったら、それしかできないのです。それが1つ。

それで、90になった場合には、基本的に0歳から5歳までの年齢構成は大体決まってきました。杯型でなくてもいいのです。3・4・5歳は一緒の数でもいい。でも、下は広げないとやりにくいので、そうなるのですけれども。

そのときに、決まった年齢別のクラスの大きさには、園によっては枠ができてしまうのです。それが今言った待機児解消枠というものです。だから、実際、3歳児が困難なときは、いろいろな保育園に保育課の方が回っていただいて、3歳枠を少しふやしませんか、受け入れませんかということをしているのです。そうやって待機児解消を、私たちというか、保育所の人たちも頑張っているのが実情です。

ですから、こういう数字に反映させるのであれば、そういう枠も当然入れていただきたい。保育所をやっている方も、こんなに待機児がある。まだいるのかよ、まだいるのかよというけれども、こうやって解消に一生懸命努力していると思ったほうがいいと思うので、そういう枠もきちんと入れられたらどうでしょうかと言っているのです。

#### ○事務局

趣旨はよくわかりました。

#### ○齋藤（勤）委員

245人足りないのをこの1年で解消するとなると、保育所の開所数を見たときに、多分1・2歳で言ったら、10施設ぐらいはつくらなければいけないと思うのですけれども、実際ことしの公募でも集まり切らなくて、再公募がかかったりした現状の中で、10施設をつくるというのは、具体的にどう実現させていくという考えがおありでしょうか。

#### ○事務局

非常に厳しいご質問だと思っはいるのですけれども、ご指摘のとおり、今、公募をやっても、必要なエリアに必要な数が集まらないというような現状はございます。

幾つか課題があるだろうと思っております。1つは、保育所を設置する場所を見つけるための時間が十分でないことがあると思います。あと、とりわけ西南地区とって、辻堂・明治地区のあたりについては、なかなか物件が見つからないというご指摘もいただいております。

一方で、我々としては、例えば定員にしたら、60名以上でお願いしますというような縛りをかけてしまうと、物件はどうにか見つけたけど、どう頑張っても60名入らないような場合もあります。

そういうことを踏まえた上で、根本的な解決になるものではないかもしれないのですが、1つは、公募を実施する前に、今だったら令和2年度中の公募のスケジュールは、今まで1回しかやっていませんでしたけれども、ぎりぎり2回まではできそうなので、認可保育所の公募については2回、その後に整備期間が比較的短い小規模保育事業所の公募をやっていくことで、事業者の方が物件を探したり、地主の方と交渉する期間とかタイミングみたいなものが図れるような公募の仕方をまずはしていきたいと思っております。

あと、市内の不動産業協会、宅建業協会の方にも実はこの間、情報提供をいただいたりとい

うような取り組みもしてきました。ただ、辻堂地区を中心にやっていただいたのですが、やはりなかなか物件が上がらないということがあったので、そこにも引き続きお力添えをいただいて、市のほうで物件の情報を受けて、その物件を使って事業者さんが提案できるようなことについても行っていきたいと考えております。

また、定員についても、モデル定員は示しながらも、その物件の状況に応じて、最終的にこの量の見込みが達成できればいいということですので、若干小さくしても、また大きい提案も、両方とも受けられるというような幅を今まで以上に持たせていくことで、少しでも提案がしやすい対応ができればというふうに考えております。

#### ○齋藤（勤）委員

僕らも公募に出るときに、物件開発は非常に苦労しました。どうしても60人でないとだめと言われると、50だったらできるのにという物件は結構あったりしました。

あとは予算の問題ですかね。60人定員をつくるのに出る助成金額に関して、ほかの行政のところに比べて低いというふうに僕は感じました。

#### ○増田部会長

限られた時間の中でございますが、いろいろとありがとうございました。きょうご提示いただきましたのは、もちろん大変なご苦労があってきょうの数字が出ておりますが、きょう委員から出ましたいろいろな点も考慮した上で、もう一度改めてこの数値を、きょうのままでもいいものと、改めて加えなければならぬ要素、こういったものを含めて、次回のご提示で間に合いますか。この計画に向けて間に合う時期におつくりいただき、また私どもが確認するというところでお願いいたします。

特にここに出ている数字と、実際に今それぞれの県の努力により対応されているという実態もしっかりと把握した上で、ぜひ数字をお示しいただければと思います。このことにつきましましては、ひとまずこれで終わらせていただきます。

### 3 第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画素案について【資料2】

#### ○事務局

今後の予定としましては、19日（火）に全体会が控えております。そこで改めて確認をお願いしまして、それを経て、12月10日から計画素案のパブリックコメントということで、広く市民の方にこの計画をご確認いただいて、ご意見を頂戴するという広聴の機会を設ける予定でございます。

「目次」、8月の第1回部会のお示しをさせていただいている構成から変わりはございません。第1章「計画策定にあたって」、第2章「子ども・子育てに関わる概況」、第3章「計画の基本的な考え方」、第4章のところで、任意計画になりました次世代育成支援対策推進法に基づく施策の展開、第5章のところで、今お話しさせていただきました量の見込みの部分に掲載、第6章、最後のところで、本計画の推進体制という構成になっております。

まず1ページ、第1章「計画策定にあたって」ですが、事業計画については、現行計画が今年度までありますので、それを継承する形で、第2期というのを定めますけれども、法律等々、「計画策定の背景」ということで、1つずつ確認をしているページになります。

5ページの2「計画の位置づけ」、根拠法、子ども・子育て支援法から始まってというところを書かせていただいております。先ほどの量的な部分で、具体の整備に関することについては、保育所のほうであれば、保育所等整備計画ガイドライン、また、就学時等の子どもの居場所という観点での具体的な整備については、子どもの居場所づくり推進計画、また、より支援の必要

性の高い子ども・若者、子育て家庭に対して優先的に施策を講じる計画として、今回初めて子ども共育計画というのを策定していきますということで、子ども・子育て支援事業計画を取り巻く関係計画について示しているのが5ページの下段になります。

6ページについては、藤沢市としての本計画と関連する主な計画ということで、図式を用いて説明をさせていただいています

7ページに移りまして、「計画の期間」というのは、法のほうにも定められておりますとおり、令和2年度から6年度までの5年間で1期とする計画ということです。「計画の対象」も、これまでと同様、「親の妊娠・出産期を含む、すべての子ども・若者、子育て家庭を対象とします」ということで、このあたりについては前回お示しさせていただいた内容と変わりございません。

第2章「子ども・子育てに関わる概況」ということで、統計情報をグラフにして説明させていただいているページが、8ページから37ページまで続いております。

38ページは「第1期子ども・子育て支援事業計画の評価と課題」というところで、現行計画の第4章の部分、第5章の部分ということで、章立てを分けた形で評価文案を掲載しております。

第5章の部分の教育・保育の量的な評価文案については、今作成中ですので、きょうはお示しができていない状態になります。

45ページから、第3章「計画の基本的な考え方」ということで、基本的には第1期の支援事業計画を継承する形というのは8月の時点から確認をさせていただいております。また、そのときにご意見として頂戴いたしましたのが、計画の将来像をそのまま引き継ぐのはよしとしても、もう少し力強いサブタイトルをつけたらいいのではないかとということでした。共育計画を同時に策定するというのもありましたので、サブタイトル「～だれひとり取り残さない あたたかい地域共生社会を目指して～」というものを今回の第2期で初めて設定しております。

その後、実際にこの計画の将来像を目指す形で、基本目標を6つ置いております。1から5までは現行計画と同様の目標をそのまま立てておりまして、今まで基本目標6・7とあったものを、1つの基本目標6にまとめまして、この部分について共育計画のほうで具体的に施策展開をしていくというつくりさせていただいております。

今、簡単に申し上げたことを体系図で示しておりますのが48ページと49ページです。本番は見開きで印刷できるようにいたします。

52ページが第4章「子ども・子育て支援施策の展開」です。基本目標1の中に柱が5つあります。それぞれの目指す方向性のリード文を付しております。最終的にはそれぞれの柱にひもづく事業が載っている形にはなりますけれども、今回のパブリックコメントの時点においては、ひもづく事業というのは載せずに、その方向性という大枠を示させていただく予定でおります。

基本目標が2、3、4、5、6とそれぞれ柱が進みまして、66ページから第5章が始まります。「子ども・子育て支援新制度の概要」では、今回、基本指針の改定もありましたので、そのことを踏まえて、まずは新制度の概要を説明させていただく内容になっております。

72ページ以降から「教育・保育提供区域の設定について」ということで、前段でお話をさせていただきました量的な表の掲載をしております。73ページが「教育・保育の量の見込みと確保方策」、84ページ以降が「地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」になっております。

97ページで第6章「計画の推進体制」で、事業計画の実施状況の点検・評価というのは、基本的なPDCAサイクルという現行計画の体制を引き続き進めていくという形です。

最後に資料編ということで、この計画を策定するに当たって、こちらの子ども・子育て会議の審議会の情報なども踏まえたものということで締めくくりたいと考えております。  
簡単ではありますが、以上です。

<質疑応答>

○山下委員

先ほどもありましたが、前回の会議の中で、量だけではなくて、少数の人もというところもたくさん出てきたと思うのです。どこかの文章に「だれひとり取り残さない」というとても美しい言葉があったので、「だれひとり取り残さない」という部分を、もう一回みんなで肝に銘じておきたいなと思いました。

○増田部会長

ここが今回、第2期として重要なところだと思います。

○竹村委員

「だれひとり取り残さない」というところで先ほど質の問題のお話をされていたのは、この目次で言うと、どこにその質の確保的なものが反映されるという計画になるのですか。それは表現されないのですか。漠然としたサブタイトル的なものだけで終わるのか。共育というのがよくわからなかったのですが、さっき出た意見がどこかに反映されるのですよね。量の見込みと確保のところでは出てきにくい。だけど、質の確保というご意見は大変重要だというふうにさっき取り上げていただいたので、そこはどこに反映されるのですか。

○事務局

4章のところが次世代ということで、ここに子ども・子育てに関する事業を載せるようになってくるかと思っておりますので、そちらのほうにできるだけ反映していきたいと思っております。

○竹村委員

あれだけご意見が出ているので、何らかの形でそういうところもしっかりと入れる。全体的な量とかそういったものだけではなくて、ちゃんと充実させていきますよというのが載らないと、皆さん何となく納得感がなくなってしまうのではないですかね。

○事務局

今回は事業自体を示してないのです。目標みたいところで出ているのですけれども。

○御室委員

今の続きですが、おっしゃったように、フレーズで「～だれひとり取り残さない あたたかい地域共生社会を目指して～」というのが45ページに出ています。それで、48ページの「計画の体系」の基本目標6のところ具体的なプランが示されていないということと、64ページに基本目標が出ています。「子どもの貧困対策の推進に対する法律」という言葉が入っておりますが、その下に「支援の必要性の高い子ども・若者、子育て家庭に対して優先的に策を講じていく計画」ということですので、ここが次の貧困部会に重なるのか、それともまた何かここに新しいプランが入ってくるのか、確認も込めてですが、お願いしたいと思っております。

○事務局

基本目標6のところと、先ほどの45ページの「～だれひとり取り残さない あたたかい地域共生社会を目指して～」というサブタイトルについての実施計画として、共育計画を立てるという形になってくるかと思っております。

○御室委員

「支援の必要性の高い子ども・若者、子育て家庭」の共育計画がここに入るという形で大丈夫

夫ですか。

○事務局

そうですね。

○増田部会長

先ほどご説明がありましたが、今回のここでの要望をぜひ入れていただきたいのは、第4章の基本目標1の中で、53ページに教育・保育の充実とあります。このあたりにきょう出たものをどこまで書くことができるかというのは、いろいろ課題はあるかと思いますが、先ほど保育の担い手である方々の確保、また当然ながら処遇条件等をアップしていく。でも、これはかなり財政的な確保というか、こういったこともなければ難しいことではあります。ただ、方向性としてそういったことを明記して、近い将来といたしますか、それが実現できるようなものにしていかないと、数を示し、こうしますよだけで、実際に展開してみたら、基本的な理念や方針に沿った形のものでき得ないというようなことになると思いますので、このあたりをもう一度きょうのご意見等を十分反映していただければと思います。

例えばつい最近ある市では、保育を担う方々の研修を市独自にやり、その保育者の専門性を高めるということもかなり継続的にやられているのですね。藤沢市も、認定こども園、小規模保育事業所の方も含めて、ついこの間の市の研修には、そういったところの保育者の方も参加していらっしゃいました。そのあたりで藤沢が質を高めるといえるときに、具体的な事業にも取り組んでいかないと。やはり待機児がいるということは大変なことです。こういったことを契機に、保育や子育て支援についても一度見直していくいいチャンスだろうと思います。すぐにとは申しませんが、できるだけ早いうちにそうした取り組みができますようお願いしたい。子どもたちのため、保護者のために、神奈川県やこの近隣市の中でも藤沢市が先を走っていきたいと思うのです。そういうことが実現するような素案をまたお願いできればと思います。

○榊居委員

今のところで、保育施設のことにもまた触れてしまうのですが、公立保育所の基幹保育所は、残念ながらちょっと顔が見えないというか、95ページの(2)「教育・保育施設等と地域型保育との連携」というところに、「基幹保育所が中心となり、地域型保育事業所や藤沢型認定保育施設等を巡回し、保育の内容に関する相談を行うとともに、研修会を開催するなど」とありますが、質の向上というところにもう少し踏み込んで、基幹保育所が引っ張っていってくれるようなことも検討に入れていただければどうかと思っておりますので、その辺のこともご検討いただければと思います。よろしくお願いします。

○増田部会長

山下委員がいらっしゃいますが、藤沢市は保育所でいえば、公立保育所と民間保育所がある。しかし、幼稚園は、公立幼稚園がない。ほかのところも、もちろんそういうところはあるわけですが、そういう意味では、なかなか公と幼稚園とが直接つながっていくというルートがとりにくいのです。

しかし、私立幼稚園、また幼稚園型にせよ、こども園と公がしっかりと手をつなぎながら質を高める対応をしていくことが大事だと思いますので、ここでは公立保育園が基幹保育所ということで、先ほど委員がおっしゃったように、いろいろと役割はあるかと思いますが、そのリーダーシップをとっていく上で、民間に対してかなりいろいろな配慮をしつつ、実質的にもちろん質が高まっていくというところで機能するように、このあたりもかなり細やかな対応策が必要ではないかと思っております。

そろそろ3時になるのですけれども、素案についてはよろしいでしょうか。

#### 4 その他

##### (1) 子どもが主役のまちづくり【資料3】

###### ○事務局

最後に、資料3、子育て企画課で主催をします事業のご案内、宣伝をさせていただきます。

もう1つの部会、子どもの貧困に関する共有計画という名称を立てておりますが、そちらで昨年の秋に、より支援の必要性の高い子どもたちに対して何ができるか、どういう施策展開ができるかということで、まずは実態調査を行いました。8月にその実態調査の報告を兼ねながらワークショップという形で、行政、地域、それぞれ何ができるかという模索をする機会がありました。そのまとめとしまして、11月24日に「子どもが主役のまちづくり」というフォーラムを開催いたします。第1部は、沖縄大学名誉教授の加藤先生にご登壇をいただきまして、「子どもとつくる地域（まち）づくり～子縁社会の創造～」というテーマに基づいてご講演をいただき、第2部にパネルディスカッションを行う予定がありますので、ぜひ多くの皆様のお耳に入れていただきたいと思います。きょうは実際にチラシを配付させていただいた次第です。情報提供ということで受けとめていただければと思います。

##### (2) その他

###### ○事務局

資料2の第5章にも数字が入ってしまっていて、限りなく近いのですけれども、まだ本当に仮の数字ということです。正確に見積もった今の時点での最新の数字がこちらの資料1になります。まだ本当に仮の数字です。今回は回収しませんけれども、数字の取り扱いについては十分ご注意ください。いただければと思います。

###### ○事務局

次回の予定については、次第の下段に3点ほど書かせていただいています。部会についてはきょうをもって終了いたしますけれども、この後、全体会が3回ございますので、予定の把握をお願いいたします。

###### ○事務局

資料1については数字だけなので、回収させていただきたいと思います。資料2についてはお持ち帰りいただいてもいいのですけれども、数字の取り扱いにはくれぐれもご注意ください。いただければと思います。

###### ○増田部会長

それでは、資料1も資料2も回収することといたしまして、資料の中の数字以外の部分につきましては、後ほどメールで送っていただくことといたします。

#### 5 閉会

###### ○増田部会長

それでは、長時間ありがとうございました。これで終わらせていただきます。

以上